

# 区役所用端末ディスプレイ等技術仕様書

札幌市総務局情報システム部システム管理課

## 区役所用端末ディスプレイ等技術仕様書

### 1 調達概要

マイナンバーカードの交付、電子証明書更新等のために来庁する市民が著しく増加したことで、各区役所の戸籍住民課窓口は混雑している。そのため、各区役所の戸籍住民課のレイアウト変更を実施することで、混雑の緩和を図る予定である。

本調達は、レイアウト変更に伴い、住記システムと統合端末を切替機で共有して使用していた運用を一部の端末で取りやめ、統合端末を単独で使用する運用に変更すること、バックヤードで使用していた統合端末を窓口に移設し、端末の利用目的を変更することで必然的に必要となる機器を新たに調達するものである。

したがって、調達に当たっては、現行使用している端末（「ESPRIMO D588/T」と「ESPRIMO D588/C」の2種類がある。）と接続して正常に稼働することが前提となるため、左記前提を満たしたものを選定すること。

### 2 借入機器等

- (1) 借入機器については以下の借入機器一覧表に記載の機器とする。なお、同等品可とするが、同等品で見積る場合は、事前にカタログ等を持参し、担当課に確認のうえ、担当課より同等・規格確認書を受け取り、入札時に同等・規格確認書を提出すること。
- (2) 本仕様書の記載内容を満たすために必然的に必要になる物品（端末との接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず調達に含めること。

借入機器一覧表

機器名	型番	数量
17 型液晶ディスプレイ	VL-17ESE	20
OADG キーボード (109A 対応)	FMV-KB327	20
PS/2 マウス (光学式)	FMV-MO601	20
DP→VGA 変換ケーブル	FMV-ADP05	20
17 型タッチパネルモニター超音波方式シングルタッチ ※ドライバ含む	TD1701SBP	19
DVI シングルリンクケーブル ※コネクタ形状 : DVI-D24pin(オス) - DVI-D24pin(オス)	CAC-DVSL20BK	19
非接触 IC カードリーダー/ライター ※ドライバ含む (地方公共団体情報システム機構による動作確認を受けていること)	RC-S380/S	3

### 3 借入期間等

- (1) 納入期限  
令和3年(2021年)2月26日(金)まで
- (2) 納入及び納入場所  
札幌市菊水分庁舎(札幌市白石区菊水1条3丁目1-5)
- (3) 借入期間(機器保守期間についても同期間)  
令和3年(2021年)3月1日(月)から令和7年(2025年)2月28日(金)

#### 4 機器の納入方法

- (1) 落札後、納入機器の詳細仕様を書面により提出し、本市の確認を受けること。また、変更があった場合は、速やかに修正の上、再提出し、本市の確認を受けること。
- (2) 機器の納入時は本市が指示する搬入口及び貨物用エレベータを使用し、必要に応じて器物破損防止のために養生すること。

#### 5 機器保守

##### (1) 概要

借入機器等が常に完全な機能を保つように保守作業を行うこと。

##### (2) 対象

借入機器一覧表に記載の借入機器等を対象とする。

##### (3) 内容

以下の保守を受託者の責任において確実に実施すること。なお、以下に示す保守は必須条件であり、これ以外の保守についても本市業務に支障をきたさないよう必要に応じて実施すること。

ア 借入機器等毎に障害時の連絡窓口を提示し、障害の対応を行うこと。

イ 不良部位の切り分け及び交換を行うこと。

ウ 障害時は原則翌日までの対応とし、適切に部品交換を行うこと。

エ 障害部品の交換に際し機器設定等が発生する場合は、本市と調整のうえ、機器設定等を行うこと。

##### (4) 体制

ア 保守連絡窓口は同一会社を集約することとし、保守要員が滞在する拠点は札幌市内もしくは隣接市町村とすること。

イ 常時保守要員が待機しており、修理、点検、交換等について、障害連絡後、適切かつ迅速な保守の対応が可能であること。

ウ 保守の時間帯は、平日 9 時から 17 時までとする。なお、対応にあたっては、事前に本市と協議のうえ承認を得ること。

#### 6 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用・開示してはならない。

#### 7 その他

- (1) 借入期間満了後、借入機器等を札幌市菊水分庁舎に集約するため、集約した場所からは受託者の負担で撤去すること。
- (2) 借入期間満了後における借入機器等の買取り又は再リースについて、別途協議することができる。
- (3) 本仕様書に疑義がある場合は、本市職員に質問し、その指示を受けること。なお、契約後の本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- (4) 本市の環境マネジメントシステム関係規定に準じ、グリーン購入・省エネルギーの推進、廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理、環境法令の遵守など、環境負荷の低減に努めること。